

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年5月14日
【会社名】 株式会社アゴーラ・ホスピタリティ・グループ
(旧会社名 東海観光株式会社)
【英訳名】 AGORA Hospitality Group Co., Ltd.
(旧英訳名 TOKAI KANKO CO., LTD.)

(注) 平成24年3月29日開催の第74回定時株主総会の決議により、平成24年5月1日をもって当社商号を「東海観光株式会社」から「株式会社アゴーラ・ホスピタリティ・グループ」へ変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 ホーン・チョン・タ

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門五丁目2番6号

【電話番号】 東京03(3436)1860(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 佐藤 暢 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門五丁目2番6号

【電話番号】 東京03(3436)1860(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 佐藤 暢 樹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円
本新株予約権の払込価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 157,100,000円

(注) 1. 新株予約権の募集は、平成24年3月29日開催の当社定時株主総会の決議及び平成24年5月14日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として発行するものです。

2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものとし、また、本新株予約権の払込価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	7,855個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年5月29日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ 総務人事部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成24年5月30日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 上記新株予約権証券は、平成24年3月29日開催の当社定時株主総会の決議に基づき、平成24年5月14日開催の当社取締役会決議においてその発行を決議（以下、「本新株予約権」といいます。）しております。

2. 申込みの方法

申込期間内に当社所定の「新株予約権申込証」を提出し、当社との間で「新株予約権付与契約」を締結するものとします。

3. 割当対象者

本新株予約権はストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社（株式会社アゴーラ・ホスピタリティーズ（議決権所有割合60.0%））の取締役に対して行うものであります。対象者につきましては、当該対象者の職責と従業員の平均年間給与とのバランス等を考慮して決定したものであり、その概要は次のとおりであります。

募集対象者の区分	人数	新株予約権の発行数
当社取締役	4名	7,325個
当社監査役	2名	180個
当社従業員	2名	150個
当社子会社取締役	2名	200個
合計	10名	7,855個

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、当社普通株式の単元株式数は1,000株です。
新株予約権の目的となる株式の数	7,855,000株 付与株式数（以下に定義しております。）が調整された場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた株式数に調整されるものとします。各新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は当社普通株式1,000株とします。但し、後記(注)1により株式数の調整を受けることがあります。

新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じて得た金額とします。 行使価額は、新株予約権の割当日(平成24年5月30日)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除きます。以下同じです。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ。以下、「当該金額」といいます。)とします。 但し、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価額とします。 但し、行使価額は、後記(注)2により調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	157,100,000円 (新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額(平成24年5月14日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とします。)です。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格は行使価額と同額です。 2. 資本組入額 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記(1)記載の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とします。
新株予約権の行使期間	平成26年5月30日から平成29年4月30日までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 受付場所 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ 総務人事部 2. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新橋支店
新株予約権の行使の条件	1. 対象者は、新株予約権行使時において、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、その他これらに準ずる地位にあることを要することとします。 2. 対象者が前記1の地位を喪失した場合であっても、解任、懲戒解雇若しくは諭旨解雇又は自己都合による辞任若しくは退職による場合を除き、取締役会の承認により、新株予約権の行使を認めることができるものとします。 3. 対象者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認められないものとします。 4. 新株予約権の質入、その他処分は認められないものとします。 5. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによります。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社の取締役会又は取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。 2. 当社は、新株予約権者が、前記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社の取締役会又は取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 付与株式数の調整

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」といいます。)後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の数の調整を必要とする場合、当社は、合理的な範囲内で必要と認める株式の数の調整を行います。

2. 行使価額の調整

割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権又は新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、それぞれ読み替えるものとします。

更に、割当日後、当社が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権証券の交付

新株予約権証券は、請求あるときに限り交付するものとし、原則これを交付しないこととします。

4. 新株予約権行使の効力発生時期

新株予約権行使の効力は、所定の新株予約権行使請求書が、当社が前記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に基づき指定する行使請求の受付場所に提出され、且つ行使時に出資をなすべき金額の全額が、当社が前記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に基づき指定する払込取扱場所に払い込まれたときに生じるものとします。

5. 新株予約権の行使の手続その他新株予約権の行使等に関する事項

前記に定めるほか、新株予約権の行使の手続、新株予約権を行使した者が取得した株式の取扱い、その他の新株予約権の行使等に関する事項については、前記「新株予約権の行使の条件」5に規定する新株予約権付与契約に定めるところによるものとします。

6. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(注1)	発行諸費用の概算額(注2)	差引手取概算額
157,100,000円	1,400,000円	155,700,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算したものであり、本有価証券届出書提出時の見込み額を記載しています。

新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合は払込金額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少しま

す。

(2)【手取金の使途】

当社グループは本有価証券届出書提出日（平成24年5月14日）現在、当社、連結子会社21社及び関連会社4社により構成されておりますが、主力事業である宿泊事業の拡充を図るため、当社のもとにホテルの運営管理業務を委託する子会社を置く体制をとっており、当社と子会社がそれぞれにその責務を果たすことにより企業価値の最大化に努めております。

当社は、従前より、当社の現況や事業方針に基づき、当社グループの企業価値向上を目的に平成12年以降、平成22年までの間において計7回のストックオプションの募集を行ってまいりました。今回の募集も、ストックオプションとして、当社の取締役、監査役及び従業員並びに付与決議時点における当社子会社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に実施するものであり、資金調達を目的としておりません。従って、本新株予約権は無償で発行されるものであり、新規発行による手取金は発生いたしません。

また、新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

従って、手取金は、今後の宿泊事業拡充において中期的に想定される、情報システム（ホテル基幹システム（PMS）及びPMS連携システム等）開発のための設備資金あるいは保守のための運転資金等に充当する予定であります。具体的な金額及び使途については、行使による払込みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成24年5月14日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が含まれますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年5月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年5月14日）までの間において、平成24年3月30日付で以下の臨時報告書を提出しております。

1 提出理由

当社は、平成24年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

主力事業である宿泊事業へ回帰するに当り新商号へ変更を行い、当社事業の現状に即して事業目的の追加を行うものであります。また、各事業の推進体制の効率化および迅速化を図るため、取締役の役職を新たに設け、この新設に伴い、株主総会の議長を取締役社長から代表取締役に変更するものであります。

第2号議案 取締役2名選任の件

佐藤暢樹及びユエン・ピンを取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

穴戸佐太郎を監査役に選任するものであります。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	159,719	504	0	(注)1	可決 99.53
第2号議案 取締役2名選任の件 佐藤 暢樹	159,600	623	0	(注)2	可決 99.46
ユエン ピン	159,572	651	0		可決 99.44
第3号議案 監査役1名選任の件	159,158	1,065	0	(注)2	可決 99.18

第4号議案 ストックオプションとして 新株予約権を発行する 件	154,638	5,587	0	(注) 1	可決 96.37
--	---------	-------	---	-------	----------

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第74期	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	第74期	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第75期 第1四半期	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日	平成24年5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月30日

東海観光株式会社
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 本 享

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海観光株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海観光株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「株式取得による子会社化」が重要な後発事象に関する注記に記載されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海観光株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東海観光株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月30日

東海観光株式会社
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 本 享

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海観光株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海観光株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海観光株式会社の平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、東海観光株式会社が平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

東海観光株式会社
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 本 享

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海観光株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海観光株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「株式取得による子会社化」が重要な後発事象に関する注記に記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月30日

東海観光株式会社
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関 本 享

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 田 光 基

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海観光株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海観光株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載の通り、会社は平成24年3月23日開催の取締役会で会社分割を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 5月14日

株式会社アゴラ・ホスピタリティー・グループ
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園田 光基 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アゴラ・ホスピタリティー・グループの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年1月1日から平成24年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アゴラ・ホスピタリティー・グループ及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。